

津野町健康増進施設指定管理予定者に関する覚書（案）

津野町（以下「甲」という。）と、[選定された事業者・団体名]（以下「乙」という。）は、津野町健康増進施設（以下「本施設」という。）の指定管理者の指定に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲が本施設の指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）として乙を選定したことに伴い、覚書締結後から甲の議会の議決を経て、指定管理業務の効力が生じる日の前日までの間、本施設の管理運営の開始に向けた事前準備を円滑に行うため、甲乙間の協力体制及び基本的事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定に向けた努力）

第2条 甲は、議会の議決を得るために必要な手続きを行うものとする。

2 乙は、甲が行う手続きに協力するとともに、指定管理者としての指定を受けた後、速やかに業務を開始できるよう必要な準備を行わなければならない。

（事前準備及び協議）

第3条 甲及び乙は、業務を円滑に開始するため、次の各号に掲げる事項について事前に協議し、準備を進めるものとする。

- （1） 管理運営計画（事業計画）の詳細に関すること。
- （2） 実施細則、利用料金その他必要な規程の策定に関すること。
- （3） 甲からの管理運営業務の引継ぎに関すること。
- （4） 施設改修工事（什器・備品配置等）への意見・提案に関すること。
- （5） 社会福祉協議会との運営に関する協議・ルール作りに関すること。
- （6） その他、開館・業務開始に必要な一切の準備に関すること。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本覚書に基づく協議及び準備の過程で知り得た相手方の秘密及び個人情報、第三者に漏らし、又は本目的以外に使用してはならない。本覚書が失効した後も同様とする。

（有効期間及び失効）

第5条 本覚書の有効期間は、締結の日から指定管理業務に係る基本協定が締結される前日までとする。

2 議会において乙を指定管理者に指定する旨の議決が得られなかったとき、本覚書はその

効力を失う。

（費用の負担）

第 6 条 本覚書に基づき乙が行う指定管理業務開始前の準備行為に要する費用は、原則として乙の負担とする。

2 前条第 2 項の規定により本覚書が失効した場合において、乙に生じた損害や準備費用について、甲はその責を負わないものとする。

（協議事項）

第 7 条 本覚書に定めのない事項、又は本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 住所 高知県高岡郡津野町 2 2 5 番地 1
氏名 津野町長 池田 三男

乙：[事業者・団体名]（代表者名）